

会 長	会長代理	事務局長	係 長	主 査	係 員

太良町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年6月3日（火）午前9時
2. 開催場所 太良町総合福祉保健センター「しおさい館」2階
3. 出席委員 （19名）

農業委員 (8名)

会長

8番	榊原 照博
1番	野口 敏春
2番	西村 正史
3番	川下 始
4番	川崎 豊洋
5番	福江 晋
6番	市丸 義則
7番	中島 政秀

農地利用最適化推進委員 (11名)

笹本 和彦
池田 信文
江下 久子
田島 一昭
蕪竹 敏治
大岡 利昭
内田 圭一郎
浦田 進
内田 秀敏
三原 仁
田久保 孝一

欠席委員 (農業委員0名)

(推進委員0名)

4. 議事日程

- 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による解約報告について
議案第 86 号 農地法第 3 条の規定による許可申請審議について
議案第 87 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による
農用地利用集積等促進計画（案）の意見について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 片山 博文
農地係長 大岡 寿憲
主 事 増山 心美

6. 会議の概要

発言者	内容
議長	おはようございます。ただ今から第 24 回総会を開会いたします。 本日の出席委員は、農業委員 8 名、推進委員 11 名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 今回の議事録署名者ですが、3 番の川下委員と 4 番の川崎委員よろしくお願いします。 さっそく審議に入りたいと思います。 本日の提出議案は、議案第 86 号 3 件、議案第 87 号 2 件となっています。 それでは引き続き報告第 1 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による解約報告について、別紙関係人より解約報告を 2 件受理したので、事務局より報告をお願いします。
事務局	(解約報告)
議長	事務局の報告が終わりました。 報告内容について、何かご意見ございませんか。 (意見なし)
議長	ご意見等ないようなので、報告第 1 号 1 番及び 2 番について追加の指導

事務局	等は実施いたしません。 続きまして、議案第86号、農地法第3条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。 それでは、1番について事務局の説明を求めます。 (議案説明) なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された、野口農業委員、池田推進委員及び田島推進委員から調査報告をお願いします。 この案件については、野口農業委員と池田推進委員に全部お願いしていますので、よろしくお願いします。
野口委員	調査につきましては、5月27日に調査を行っております。 池田推進委員と、〇〇さんの立会で行っています。 最初に、片山、ここは以前みかんを植えられてたらしいんですけども、現在はもう荒地になっていました。 それと、次の門前については、〇〇さんがキュウイを作られていました。 こちらは、財産贈与が済んだ後、引き続き〇〇さんに貸す予定ということです。 そして、保立、ここは遊休農地で草を刈ったような状態でした。 次の、川原、ここは家の前で、今現在家庭菜園みたいな感じで利用されていました。 それと、〇〇さんが借りているところ、こちらも贈与が済み次第、引き続き決まり貸される予定です。 あとは、山林化、荒地になっている農地でした。 今回、贈与ということですが、誰か買ってくれる方がおられたらなあという話をされてました。以上です。
池田推進委員	事務局、先に協議よろしいですか。 農作業に従事していない方に、名義変更してよいものかということです。 話をしていると〇〇さんが、百姓をしているわけじゃないので、許可し

事務局	てよいものか。そういう人に、名義変更できるのかという疑問があったので、先に協議させてもらいたい。 まず現状として、〇〇さんは、ほぼ耕作されていない状態というふうに理解しています。 〇〇さんも、おそらく相続で農地が自分の名義になっている状態だと推測しています。 先ほど、野口委員から説明があった通り、できれば売りたいという意向だと報告がっております。 やっぱり、相続で農地の名義人になった非農家が増えていると思います。そういった方が増えているような状況で、今回の親子間贈与ということで、事務局としても、非常に難しい判断でした。 親の方は、命がある間に、子供に名義を移したい。ただ、子供が農業していない状況で、やむを得ず受け付けをしたというような経緯があります。 そこは、判断が難しいところで、今、耕作をしてもらっているところも何筆かあるということなので、今後、耕作されていない荒廃地のところをどうしていくかという方向で考えた方が、前に進むのではないかなということでやむを得ず受付したということです。 そういったことを踏まえて、この総会場で、許可をするべきか、せざるべきかというのを委員として判断していただければと思います。 事務局としては以上になります。
西村委員	今の状況では、許可するには資料不足だと思います。 こういう傾向を立てておいても、状況的になかなか難しいと。 もう少し法的な、3年以上従事とか、説明書とか、今労働してないところでの条件はどうなんだとか、もう少し情報提供をしてもらわないと、今の状況ではなかなか判断は難しいと思います。
中島委員	施設とかに入られてるような、例えば、禁治産者、準禁治産者、そういう方とかであれば、贈与とか、おそらく受けられないと思います。 法律的に、後見人とかをつけなくてはいけないとかありますよね。 いろいろな意見が出てるように、これだけの資料で確かにできるのかというのが今一番不安に思いました。以上です。
野口委員	それともう1つ気になったのが、農地法第3条第2項第1号、全部効率

	利用要件、それと、４号の農作業常時従事要件、ここに引っかかってしまう可能性はあると思います。
池田推進委員	〇〇さんは、会社員として働かれているため、休みに合わせて調査したくらいなので、さっき野口委員が言われた２項１号と４号は引っかかると思います。
議長	調査報告が終わりました。 それでは議案第８６号１番についてご異議ご意見ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認め、議決をとります。 議案第８６号１番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。 (挙手なし)
議長	挙手なしと確認いたしました。 したがって、１番は原案どおり認められず、不許可とします。 続きまして、２番について事務局の説明を求めます。
事務局	(議案説明) なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された、野口農業委員及び池田推進委員から調査報告をお願いします。
野口委員	３０日に、〇〇さん、〇〇さん立会で池田推進委員と確認をしてきました。 この土地は、山手側が〇〇さんの農地になっていて、隣地になるということで今回取得されるということです。 〇〇さんは、玉ねぎを作りたいけど、水はけが悪いからそのまま田んぼとして米を作られると話をされました。

	内容は、〇〇さんから問題ないということです。以上です。
池田推進 委員 議長	私から補足はありません。以上です。 調査報告が終わりました。 それでは議案第86号2番について、ご異議ご意見ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認め、議決をとります。 議案第86号2番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。 (挙手多数)
議長	挙手多数と確認いたしました。 したがって、2番は原案どおり認められました。 続きまして、3番について事務局の説明を求めます。
事務局	(議案説明) なお、譲渡人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第2条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された中島農業委員及び大岡推進委員から調査報告をお願いします。
中島委員	5月31日に、〇〇さんと大岡推進委員と確認をしました。 〇〇さんについては、夜勤の仕事ということで、お母さんが対応していただきまして、間違いないですと確認しています。 あとは〇〇さんに全部お任せしていますので、間違いありませんということでした。 この土地の隣にある田も〇〇さんの農地で、〇〇さんは2筆一緒に買ってもらいたいという意向でしたが、買う方が隣の農地しか要らないということで、自分がここを仲介した手前、この金額で購入をすることにしたということです。

	理由がどんなでも、この土地については、耕作はしてもらいたいということを伝えたところ、〇〇さんも農業委員経験者ということもあって、それはもう重々わかっていますということで、蕎麦をまいてみようかと思っているということでした。以上です。
大岡推進委員	今、中島農業委員が詳しく説明されましたので、私の方からいうことはありません。
議長	調査報告が終わりました。 それでは、議案第 8 6 号 3 番について、ご異議ご意見ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしと認め、議決をとります。 議案第 8 6 号 3 番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。
	(挙手多数)
議長	挙手多数と確認いたしました。 したがって、3 番は原案どおり認められました。 続きまして、議案第 8 7 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の意見について、佐賀県農地中間管理機構より、農用地利用集積等促進計画書(案)を、受理したので、審議並びに意見を求めます。 それでは、1 番について事務局を求めます。
事務局	(議案説明) 以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 5 項の各要件を満たすと考えます。
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された江下推進委員から調査報告をお願いします。
江下推進	6 月 1 日に、会長と田島推進委員、〇〇さんと〇〇さんで現地確認をし

委員	ました。 田んぼは、生姜を作るということで、現在、半分作っていました。 来年、もう半分をというふうに交代交代で作るということです。 そして、作った生姜は自分のお店で使うということです。 内容等も間違いありませんということでした。
議長	私の方からは、先ほど説明されたとおりです。 調査報告が終わりました。 それでは議案第 8 7 号 1 番についてご異議ご意見ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認め、議決をとります。 議案第 8 7 号 1 番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。 (挙手多数)
議長	挙手多数と確認いたしました。 したがって、1 番は原案どおり認められました。 続きまして 2 番について、事務局の説明の前に、内田推進委員はこの議案の関係人でありますので、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。 (内田推進委員離席)
議長	それでは、2 番について事務局の説明を求めます。
事務局	(議案説明) 以上の計画申請内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 5 項の各要件を満たしていると考えます。以上、説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された、福江農業委員及び三原推進委員から調査報告をお願いします。

福江委員	この案件は、２６日に内田推進委員と三原推進委員、〇〇さんと現地確認をしました。 先月の議案で現地確認した際に、〇〇さんに一緒に借りて耕作しないかと話をした案件です。 ここは、１０年以上荒れた状態で、元イチゴハウス柱が残っているということです。撤去して玉ねぎを作ることでした。 まだ若くて、やる気満々であちこちに土地を借りて頑張っておられます。以上です。
三原推進委員 議長	福江委員が言われたとおりです。以上です。 調査報告が終わりました。 それでは、議案第８７号２番について、ご異議ご意見ございませんか。 （異議なし）
議長	異議なしと認め、議決をとります。 議案第８７号２番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。 （挙手多数）
議長	挙手多数と確認いたしました。 したがって、２番は原案どおり認められました。 （内田推進委員着席）
議長	以上で、本日の議案の審議及び報告事項はすべて終了いたしました。 その際、その他の件について、ご発言があれば挙手をお願いいたします。 （なし）
議長	よろしいですか。 それでは、以上をもちまして、太良町農業委員会第２４回総会を閉会いたします。

	委員の皆様方には、長時間にわたり熱心にご審議いただきましてありがとうございました。お疲れさまでした。
--	--

上記のとおり記事の顛末を記載し相違ないことを証明するために署名捺印する。

令和 7 年 6 月 3 日

会 長 榊 原 照 博

議事録署名者 川 下 始

議事録署名者 川 崎 豊 洋